

専用水道施設水質検査業務委託契約書（案）

愛媛県立西条農業高等学校長

（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは愛媛県立西条農業高等学校に設置してある専用水道施設の水質検査について下記条項の委託契約を締結する。なお、本契約の履行細目については、「特記仕様書」に基づくものとする。

第1条 本契約は、甲の専用水道施設について「水道法」ならびに関係法令に定める水道施設の維持管理基準に基づき、運用に支障のないよう常に良好な機能を維持させ良好な衛生状態に維持することを目的とする。

第2条 水質検査対象物件は次のとおりとする。

- （1）事業所の名称 愛媛県立西条農業高等学校
- （2）事業所の所在地 愛媛県西条市福武甲 2093 番地
- （3）事業所の専用水道施設

名 称	受 水 槽		高 架 水 槽		採水場所
	容 量	数 量	容 量	数 量	
本 館			3.0 m ³	1 基	本 館
第 2 教 棟	18.0 m ³	1 基	3.0 m ³	1 基	
造 園 教 棟	16.5 m ³	1 基	3.0 m ³	1 基	造 園 教 棟
農 業 教 棟			4.0 m ³	1 基	農 業 教 棟
農 場	8.0 m ³	1 基			

第3条 本契約の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間とする。

第4条 委託料は年額¥（うち消費税及び地方消費税¥）とする。

第5条 水質検査内容は「特記仕様書」のとおりとする。

第6条 甲乙それぞれの責任範囲は次のとおりとする。

- （1） 甲の取扱い不注意、天災、不可抗力等により生じた故障、事故の修理は甲の負担とする。
- （2） 乙の責の帰すべき事由により生じた故障、事故については乙の責任において修復する。

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはな

らない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

第 8 条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第 9 条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に通知するものとする。

第 10 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

第 11 条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を提出しなければならない。

第 12 条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。

第 13 条 乙は、前条第 1 項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

第 14 条 乙は、第 11 条の検査に合格したときは、遅滞なく、請求書を甲に提出するものとする。

2 委託料は年 2 回払い（前期・後期）とし、乙は別記 1 のとおりの額を請求するものとする。甲は、正当な請求書を受理後 30 日以内に支払うものとする。

3 期間の途中で契約解除があった場合は、それまで甲が受けた給付に相当する額を支払う。

- 4 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

第 15 条 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額の 10 分の 1 を徴する。ただし、愛媛県会計規則第 154 条の規定に該当する場合は、免除する。

- 2 乙は、契約保証金を納付している場合において、委託業務完了後、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。
- 3 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。
- 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

第 16 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であつた者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第20条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

第17条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

第 19 条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

第 20 条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

第 21 条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

第 22 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 23 条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

第 24 条 乙は、契約保証金の納付がなく、第 16 第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

第 25 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

第 26 条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 27 条 第 17 条、第 22 条及び第 24 条第 2 項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

第 28 条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

第 29 条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

第 30 条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 31 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

契約締結の証として、本書 2 通作成し甲乙各自記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

「甲」 住 所 愛媛県西条市福武甲 2093 番地
氏 名 愛媛県立西条農業高等学校長

「乙」 住 所
氏 名

別記 1

摘 要	仕 様	数量	単 価	金 額	備 考
全項目検査（51 項目）	3 箇所×年 1 回	3			9 月
省略不可項目検査（22 項目）	3 箇所×年 3 回	9			6・12・3 月
理化学・細菌検査（9 項目）	3 箇所×年 8 回	24			4・5・7・8・10・ 11・ 1 ・ 2 月
原水検査（39 項目）	3 箇所×年 1 回	3			9 月
小 計					
消費税及び地方消費税					
合 計					

区 分	金 額	消費税額	合計金額
前 期 支 払 額			
後 期 支 払 額			
合 計 金 額			

(特記仕様書)

専用水道施設水質検査業務委託契約仕様書

目的

本業務は、給水栓等の水質検査を目的とする。

1 一般事項

(1) 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

(2) 機密の保持

乙は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

2 検査の内容

(1) 履行場所

愛媛県西条市福武甲 2093 番地

愛媛県立西条農業高等学校 (本館・造園教棟・農業教棟)

(2) 甲が委託する水質検査は、毎月 1 回実施するものとし、その検査項目及び検査頻度は、「水質検査計画」のとおりとする。

3 試料の採取及び運搬

(1) 試料容器の準備

ア 乙は、検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を準備する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(2) 試料の採取

ア 試料の採取は、乙（水道法に基づく登録検査員）が行う。

イ 試料の採取は、試料取扱標準作業書に従って実施する。

試料採取時に残留塩素が検出されない場合は、甲へ連絡する。

ウ 試料の採取は、原則として同一場所で行う。

(3) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

運搬方法は車両運搬とし、乙自らが行う。

ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採取後、平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最終改正平成 30 年 3 月。以下、「検査法告示」という。）で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

4 臨時の水質検査の取扱い

水質異常等により臨時に水質検査を行う必要がある場合には、迅速な検査を実施する。

検査を行う項目等については、甲乙協議のうえ決定する。

5 水質検査の方法

検査は、検査法告示により行う。

6 報告

(1) 水質検査結果については、当月行った検査結果を翌月の 15 日までに甲に報告するものとする。

(2) 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回検査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

7 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。

この場合の費用は、甲乙協議の上決定する。

8 報告書の作成

報告書には検査結果、水質基準、報告下限値及び検査方法を記載する。

9 検査結果の信頼性確保

乙は検査体制及び機器を整備し、適切な内部精度管理を実施する。

また、外部精度管理調査に積極的に参加し、信頼性の確保に努める。

10 委託した検査結果の実施状況の確認方法

乙は検査結果の信頼性確保に努め、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証等に関する書類を保存し、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

11 立入検査

上記9、10の事項及び設備状況について確認するため、甲は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

12 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。